



令和元年 8月19日 (月)
(2019年)

No. 14994 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆主要判決全文紹介 [大阪地裁] [上]……………(1)

主要判決全文紹介

〈大阪地方裁判所〉

特許権侵害差止等請求事件

(「シリコン・ベースの界面活性剤を含むアルコール含有量の高い発泡性組成物」事件-「『低い圧力』で空気を混合させるときに『発泡性』という“程度を表わすクレーム文言”について、明確性要件を認めた事例。)[上](全2回)

—平成29年(ワ)第9201号、令和元年6月20日判決言渡(杉浦裁判長)—

【本稿の概要、考察】

本判決は、「低い圧力」というクレーム文言、及び、「発泡性」というクレーム文言に関する発明の詳細な説明中の「小さい気泡」という程度を表わす文言の明確性要件が問題となり、何れも明確性要件を認めた判決である。

本判決は、発明の課題を解決できるか否かという観点から当業者がその範囲を理解可能であるならばその範囲として明確であり、被告製品がその範囲に含まれる限り充足性が認められるという、近時の他の裁判例群と平仄が合っていると考えられる。



三好内外国特許事務所

情報社会の魁となるスマート知財を開発します

東京 虎ノ門

京都

所員数 約200名

在籍弁理士 51名

www.miyoshipat.co.jp

会長 弁理士 三好 秀和
副会長 知的財産フロンティア研究所 所長 弁理士 高橋 俊一
所長 兼 CEO 弁理士 伊藤 正和
副所長 兼 COO 弁理士 高松 俊雄
副所長 弁理士 豊岡 静男
知的財産戦略研究所 理事長 弁理士 澤井 敬史
グローバル知的財産センター センター長 弁理士 原 裕子
所長代理 弁理士 廣瀬 文雄

弁理士 橋本 浩幸
弁理士 河原 正子
弁理士 工藤 理恵
弁理士 松本 隆芳
弁理士 森 太士
弁理士 渡邊 富美子
弁理士 西澤 一生
弁理士 大淵 一志
特別相談役 弁理士 寺山 啓進
顧問 兼 主任 弁理士 桜井 隆
弁理士 須永 浩子
弁理士 木村 達哉

弁理士 細川 覚
弁理士 堀 雅
弁理士 池田 清志
(中小企業診断士)
兼 主任 弁理士 松波 太郎
弁理士 大森 拓
弁理士 山本 光紀
弁理士 加藤 澄恵
弁理士 高島 信彦
弁理士 垣内 茂晴
弁理士 安藤 直行
弁理士 洞井 美穂
弁理士 望月 重樹
弁理士 古岩 信嗣

弁理士 山本 貴士
弁理士 魚路 恵里子
弁理士 宮崎 智弘
弁理士 山ノ下 勝広
弁理士 安立 卓司
兼 主任 弁理士 安原 二良
弁理士 山中 裕子
弁理士 橋元 成央
弁理士 中村 富代
弁理士 栗原 康浩
弁理士 鈴木 吉治
弁理士 山本 哲朗

顧問 弁理士 松永 宣行
弁理士 鹿又 弘子
弁理士 大坂 雅浩
弁理士 辻 徹二
弁理士 奥山 雄毅
顧問 兼 主任 弁理士 パット・ガイニット
知的財産戦略研究所 所長
顧問 兼 主任 弁理士 棚橋 祐治

このように、現在の日本の特許裁判実務では、“程度を表わすクレーム文言”、“機能的クレーム”、“効果のクレームアップ”、“用途を特定した物の発明”などが裁判所において発明特定事項として認められ、有効(新規性・進歩性あり)とされていることから、(米国、欧州の特許実務とは異なるかもしれないが、)このようなクレーム態様を活用することも、考慮する価値があると思われる。

【特許請求の範囲、本判決の概要】

1. 特許請求の範囲 (【請求項1】)

「1 A 発泡性アルコール組成物であって、低い圧力で空気と混合されるときに発泡性であり、下記の成分;

1 B a) 全組成物の少なくとも40%v/vの量で存在する、C 1 - 4 アルコール又はその混合物;

1 C b) 全組成物の0.01重量%~10.0重量%の量で存在する、発泡のための、シリコーン骨格を含有する親油性鎖を含む生理的に許容されるシリコーン・ベースの界面活性剤を含む発泡剤であって、bis-PEG-[10-20]ジメチコン、又はbis-PEG-[10-20]ジメチコンの混合物であり、組成物を空気と混合するディスペンサーポンプを有する無加圧ディスペンサーから分配されるときに、該発泡性アルコール組成物が空気と混合されて泡が形成される発泡剤;及び

1 D c) 全組成物を100重量%とする量で存在する水を含む

1 A 発泡性アルコール組成物。」

2. 本判決の判旨抜粋(明確性要件及びこれが争点となった構成要件に関する充足論の判示部分。充足論における特許発明の技術的範囲論は、明確性要件判断における発明の要旨認定を引用しており、無効論と充足論における発明の統一的解釈がなされている。)

<「明確性要件違反」の判断基準(一般論)>

3 (1) 特許法36条6項2号の趣旨は、特許請求の範囲に記載された発明が明確でない場合に、特許の付与された発明の技術的範囲が不明確となることにより生じ得る第三者の不測の不利益を防止することにある。そこで、特許を受けようとする発明が明確であるか否かは、特許請求の範囲の記載のみならず、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願時における技術的常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かという観点から判断すべきものと解される。

<①「発泡性」の明確性要件>

3 (2) 「発泡性」について

ア 証拠(甲37)及び弁論の全趣旨によれば、泡には、形態的に区別される気泡と泡沫とがあり、気泡は、気体が液体又は固体に包まれた状態を指し、ただ1つの界面を有するのに対し、泡沫は、気泡が多数集まって薄膜を隔てて密接に存在し、2つの界面を有するものであることは、親出願の出願日当時における当業者の技術常識であったと認められる。

他方、本件明細書には、本件各発明に係る「泡」に関し、「本明細書で用いられる「泡」は、混合されて、可変長の時間持続する構造を有する小さい気泡のマス形成する液体及び気体を意味する。」(【0036】)、「気泡は、液体のフィルムで取り囲まれた気体のセルである。」(【0037】)との定義が記載されている。また、本件各発明の発泡性組成物の作用効果に関しては、本件各発明の組成物は、発泡性であるために、適用された部分に留まることができる(【0015】)とともに、表面上に容易に広がる泡として分配できる(【0018】)ものであること、空気と混合されるときに安定な泡を与え、この泡は、個人的洗浄用又は消毒目的のために使用でき、例えばユーザーが両手をこすったとき又は表面上に塗布されたときに壊れること(【0041】)、消毒に適する組成物が40% v/vより多量のアルコールを含有するようにされており、かつ、低圧容器及びエアゾール包装容器の両者